

平成18年11月24日

各 位

会 社 名 株式会社 梅 の 花  
代 表 者 名 代表取締役社長 梅 野 重 俊  
(コード番号 7604 東証第二部)  
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 本 多 裕 二  
T E L 0 9 4 2 - 3 8 - 3 4 4 0

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年11月24日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」を平成18年12月22日開催予定の当社第27回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

(1) 「会社法」(平成17年法律第86号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)(以下「整備法」という)が、平成18年5月1日に施行されたことに伴い、会社法及び整備法に基づき、当社現行定款につき、以下のとおり変更を行うものであります。

- ① 株主総会参考書類等を、インターネットを使用する方法で開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を新設するものであります(変更案第14条)。
- ② 株主総会において株主が議決権の代理行使を行う際の代理人の人数を、議決権を有する株主1名とする旨を規定するものであります(変更案第16条第1項)。
- ③ 取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能とする旨を規定するものであります(変更案第23条)。
- ④ 社外取締役及び社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、社外取締役及び社外監査役の責任を予め限定する契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります(変更案第26条、変更案第34条)。なお、変更案第26条(社外取締役との責任限定契約)の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

なお、「整備法」に定める経過措置の規定により、平成18年5月1日付で、当社定款には以下の定めがあるものとみなされております。(変更案第4条、変更案第8条、変更案第9条)

- ① 取締役会を置く旨
- ② 監査役を置く旨
- ③ 監査役会を置く旨
- ④ 会計監査人を置く旨
- ⑤ 株式にかかる株券を発行する旨
- ⑥ 株主名簿管理人を置く旨

(2) その他、必要な規程の加除、用語の修正、表現の統一、条文の加除に伴う条数の変更等所用の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日

平成18年12月22日

変更定款の効力発生日

平成18年12月22日

(下線は変更部分を示しています)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">定 款 第 1 章 総 則</p>	<p style="text-align: center;">定 款 第 1 章 総 則</p>
<p>(商号)</p>	<p>(商号)</p>
<p>第 1 条 (省略)</p>	<p>第 1 条 (現行どおり)</p>
<p>(目的)</p>	<p>(目的)</p>
<p>第 2 条 (省略)</p>	<p>第 2 条 (現行どおり)</p>
<p>(本店の所在地)</p>	<p>(本店の所在地)</p>
<p>第 3 条 (省略)</p>	<p>第 3 条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p><u>(機関)</u></p>
	<p>第 4 条 <u>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u></p>
	<p>1. <u>取締役会</u></p>
	<p>2. <u>監査役</u></p>
	<p>3. <u>監査役会</u></p>
	<p>4. <u>会計監査人</u></p>
<p>(公告の方法)</p>	<p>(公告方法)</p>
<p>第 4 条 当社の<u>公告</u>は、日本経済新聞に掲載する。</p>	<p>第 5 条 <u>当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p>
<p>(株式の総数)</p>	<p><u>(発行可能株式総数)</u></p>
<p>第 5 条 当社が<u>発行する株式の総数</u>は、103,500株とする。</p>	<p>第 6 条 当社の<u>発行可能株式総数</u>は、103,500株とする。</p>
<p>(自己株式の取得)</p>	<p>(自己の株式の取得)</p>
<p>第 6 条 当社は、<u>商法第 2 1 1 条ノ 3 第 1 項 第 2 号の規定により</u>、取締役会 の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p>	<p>第 7 条 当社は、<u>会社法第 1 6 5 条第 2 項の規定により</u>、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(基準日)</p> <p><u>第7条 当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p><u>2 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p><u>第8条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p><u>2 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</u></p> <p><u>3 当社の株主名簿、端株原簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿の記載または記録、端株の買取り、その他株式ならびに端株に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせる。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第9条 当社の株券の種類、ならびに株式の名義書換、端株の買取り、株券喪失登録、その他株式に関する取扱い及び手数料については、取締役会で定める株式取扱規程による。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(株券の発行)</p> <p><u>第8条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。</u></p> <p><u>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p><u>3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約券原簿及び株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約券原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規程による。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第10条 当会社の定時株主総会は、毎年12月にこれを招集し、臨時株主総会は、<u>必要に応じて随時これを招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第11条 (省略)</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、<u>他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した<u>株主の議決権の過半数で行う。</u></p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第11条 当会社の定時株主総会は、毎年12月にこれを招集し、臨時株主総会は、<u>必要あるときに随時これを招集する。</u></p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第12条 当会社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、<u>その事業年度に関する定時株主総会において、権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、<u>他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにより、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した<u>議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p>

現行定款	変更案
<p>2 <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第14条 当会社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第15条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(任期)</p> <p>第16条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>2 <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 <u>前項の場合、株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 当会社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第17条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第20条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役が<u>取締役会を招集し、議長となる。</u></p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第18条 代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</p> <p>2 取締役会の決議により取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>2 取締役会の決議により取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第19条 (省略)</p> <p>2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第20条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第23条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(取締役会規程)</p> <p>第21条 (省略)</p> <p>(報酬)</p> <p>第22条 取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議により定める。</p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第23条 当社の監査役は4名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第24条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第25条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の<u>決算期に関する定時株主総会</u>終結の時までとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(報 酬)</p> <p>第26条 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第27条 監査役は、その互選により常勤監査役を定める。</p>	<p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第26条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第27条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第28条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に<u>終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会</u>終結の時までとする。</p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(移 設)</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第30条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>



現行定款	変更案
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第28条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。</p>	<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第31条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>
<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第29条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会規程)</p> <p>第30条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>(監査役会規程)</p> <p>第32条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会の定める監査役会規程による。</p>
<p>(移 設)</p>	<p>(監査役の報酬)</p> <p>第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(社外監査役の責任限定契約)</p>
<p>第6章 計 算</p>	<p>第34条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第6章 計 算</p>
<p>(営業年度及び決算期)</p> <p>第31条 当社の営業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとし、<u>営業年度の末日を決算期とする。</u></p>	<p>(事業年度)</p> <p>第35条 当社の<u>事業年度は</u>、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。</p>

現行定款	変更案
<p><u>(利益配当金)</u></p> <p><u>第32条</u> 利益配当金は、毎年9月30日の最終の株主名簿等ならびに端株原簿に記載または記録された株主ならびに端株主または登録質権者に支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p><u>第33条</u> 当社は、取締役会の決議により、毎年3月31日の最終の株主名簿等ならびに端株原簿に記載または記録された株主ならびに端株主または登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p><u>第34条</u> 利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>2 <u>利益配当金及び中間配当金には、利息をつけない。</u></p>	<p><u>(剰余金の配当)</u></p> <p><u>第36条</u> 当社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>2 <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p><u>第37条</u> 当社は、取締役会の決議により、毎年3月31日を基準日として、中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p><u>第38条</u> 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>2 <u>未払いの期末配当金及び中間配当金には、利息をつけない。</u></p>